

塩谷町告示第 138 号

農用地利用集積等促進計画の公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第七項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

塩谷町長 見 形 和 久

農用地利用集積等促進計画の縦覧場所

（1）塩谷町役場 産業振興課

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 9 5 5 番地 3 （塩谷町庁舎 1 階）